

ケニアの民主化と複数政党制

——1960～69年を中心に——

津田みわ

はじめに

1990年代に入り、サハラ以南アフリカの多くの国々で、いわゆる民主化が進行しつつある。ケニアもその例外ではなく、91年12月、国内・外からの圧力に押され、ついに憲法改正を行い「ケニアアフリカ人全国同盟」(Kenya African National Union: 以下、KANU と略記)による一党制を放棄した。これを受けて92年12月に行われた国会議員選挙・大統領選挙は、69年の補欠選挙以来24年ぶりに複数の政党によって争われた。ケニアの「民主化」はまず複数政党制への復帰という形で行われたのである。

ただし、憲法上の複数政党制に関する規定が回復された現在のケニアには、依然として与党の反対派弾圧による事実上の一党制移行の可能性が残されている。事実、1963年の独立時から(82年の憲法改正までの)20年間、ケニアは法制的には複数政党制を維持していたのであり、60年代にはいくつかの野党も存在していた。しかし、当時のケニヤッタ政権は、議会におけるKANUの圧倒的多数を背景に野党の解散・与党KANUへの吸収に成功した後、選挙制度の変更や大統領権限の拡大を通じて反対派を圧殺し得る体制を作り上げていった。そして、66年に結成された「ケニア人民同盟」(Kenya People's Union: 以下、KPU と略記)が非合法化された69年、ケニアはKANU一党制へと事実上移行したのである。

1991年12月の「民主化」は制度面の改革にすぎないものである。それゆえ、ケニアの複数政党制が今後どのように運営されていくのか、また制度そのものが維持されるのか否かは今後の検討課題として残されているといえるのである。

ところで、D・モイ (Daniel arap Moi) をはじめとする与野党幹部の多くは、1960～69年の複数政党制時代にも当時の与野党幹部として活動していた⁽¹⁾。60年代の複数政党制期の経験は、彼らの政治活動を規定する歴史的枠組みを提供するものとなっているのではないだろうか。もちろん、東西冷戦の終焉、援助問題の発生、ケニヤッタ大統領死去によるモイ政権の誕生など、30年間でケニア国内・外の情勢は大きく変化している。しかしそうしたそれぞれの時代状況をヨコ糸にたとえるなら、それらを貫いてケニア政治に生きつづけるタテ糸の要素もまた存在するといえるであろう。60年代と90年代とで与野党幹部の人的構成に共通性がみられることはその証左である。60年のKANU、「ケニアアフリカ人民民主同盟」(Kenya African Democratic Union: 以下、KADUと略記) 両党の結成から69年のKPU 非合法化まで続いたケニアの複数政党政治には、それゆえ、ケニアにおける複数政党制の今後を探るための材料が豊富に隠されていると思われる。本稿が分析対象時期をあえて60年代に設定したのはそのためである。ケニヤッタ政府が、この時期どのように、そしてなぜ事実上の一党制へと移行していったのか——これらを解明することは、91年に再び複数政党制を採用したケニア政治の今後の展開をより正確に理解する手がかりとなり得るだろう。このような問題意識のもとで以下、ⅠではKADUを、ⅡではKPUを取り上げ、それぞれの結成目的、担い手および政府・KANUとの対立点を探る。Ⅲでは、反対派弾圧による事実上の一党制の確立を可能にした法改正の過程を追う。最後に60年代における「ケニア的複数政党制」像の描出を試み、結びにかえたい。

I KANU の創設と KADU

1960年1月、英国のランカスター・ハウスにおいて、ケニア植民地独立のための会議（第1回ランカスター・ハウス会議）が開催された。この会議で、それまで県単位に限定されていたアフリカ人政党が組織を全国規模に拡大することが容認された。これを受けて3月に結成されたのが「ケニアアフリカ人全国同盟」（KANU）であった。

KANU は、その名の通り全国規模のアフリカ人政党となることを目的に掲げ、アフリカ人の団結（unity）をスローガンとした。しかし、実際には結成期の KANU はキクユ、ルオ両部族中心の政党という部族的偏りを克服できずにいた。例えば KANU は、1920年代から活動を続けてきた歴代のキクユの政治組織（「キクユ中央協会」[Kikuyu Central Association]、「ケニアアフリカ人同盟」[Kenya African Union]）の総裁を務めてきた J・ケニヤッタ（Jomo Kenyatta）を、植民地政府の勾留下にあったにもかかわらず暫定的に党の「不在総裁」とし、他の党執行部にもルオ人、キクユ人を中心的に配置していた⁽²⁾。また、党名の決定においても、「その前身である『ケニアアフリカ人同盟』に最も近いもの」として、「ケニアアフリカ人同盟」に「全国」（National）を加えただけの「ケニアアフリカ人全国同盟」が採用されたという⁽³⁾。住民の90%以上がキクユ人で占められていたキアンブ県（セントラル州）において創立集会が開かれたことも、後述する KADU の創立集会がカジアド県（サザン州、マサイ人が住民の約80%を占めていた）で開かれたことと併せて考えると、それは KANU の部族的偏りを示すものであったとみることができる。

ところで、この植民地末期における経済面での重要な争点は、国土のわずか9%を占めるにすぎない農業適地の大部分を覆う広大なホワイト・ハイランドを独立後どのように接收し分配するかという点にあった。キクユ、ルオ

の2大部族を主な支持基盤とするKANUの一党体制のもとでは、希少な農業適地がキクユ人、ルオ人を中心に分配されるのではないか、農耕民への土地再配分によって遊牧民の居住地域が縮小されるのではないか——KANUが全国政党であることを標榜しつつも実際にはキクユ、ルオ両部族中心の党となっていたために、他の部族を代表する政治家はこのような危惧を共有していた⁽⁴⁾。

コースト州の政治的指導者であったR・ンガラ (Ronald Ngala)、リフト・バレー州の政治的指導者であったD・モイ、ニャンザ州北部の政治的指導者であったM・ムリロ (Masinde Muliro) らがKANUへの不参加と新党の結成を決意した最大の要因は、この土地分配をめぐる政治的指導者間の抗争であったと思われる。

1961年3月から4月にかけて、モイの指導の下、カレンジン語系の諸部族が人口の9割以上を占める4県の県政党⁽⁵⁾が連合し、「カレンジン政治連合」(Kalenjin Political Alliance)が組織された。サザン州では、ナロク、カジアドの2県を基盤とする「マサイ統一戦線」(Masai United Front)が、5月22日に結成された。コースト州ではンガラの率いる「コースト・アフリカ人人民同盟」(Coast African People's Union)が組織された。ムリロは、ルイヤ人がアフリカ人人口の8～9割を占めるニャンザ州北部を基盤とする「ケニアアフリカ人人民党」(Kenya African People's Party)を結成した。そしてKANU結成から3カ月後の6月25日、上記の4組織と、ケニア北東部を基盤とする「ソマリ民族連合」(Somali National Union—結成年・代表者名不明)の連合体としてKADUが結成されたのであった。

KADUは少数利益の保護を主張し、「リージョナリズム」の採用を訴えた。「リージョナリズム」とは、国土を主たる部族グループに対応する「リージョン」に分割し、それぞれの「リージョン」に憲法が規定する範囲での自治を与えるというものであった。KADUは部族・地域別の政治組織の連合体として発足していたから、それら部族、地域の権益保護のため、中央集権に対抗して自治を唱える「リージョナリズム」は第1に、目前に迫った立法議会

議員選挙での動員活動のスローガンとして有効であった。しかし同時に「リジョナリズム」は、KANU 政権が成立した場合に予想されるキクユ人、ルオ人主導の土地再分配に対する防衛手段でもあった⁽⁶⁾。

ただし、「コースト・アフリカ人人民同盟」のンガラは1960年3月のKANU 規約起草会議のメンバーに含まれており、またKANU 執行部の財務担当にも選出されていた。また「カレンジン政治連合」のモイも副財務担当に選出されていた。即ち、彼らにはKANU に留まったままで自己の権力を拡張していく可能性もあったのである。それにもかかわらず、彼らが新党結成という手段をとったのは、新党に政権担当の可能性が存在したからだと考えられる。

その根拠と考えられるのは、第1に、新党と白人入植者政党との連合可能性である。ンガラとモイは、第1回ランカスター・ハウス会議の直前まで少数利益の保護を主眼に多人種主義を唱える「ケニア国民党」(Kenya National Party)を組織し、穏健派白人入植者と協調した経験をもっていた。非キクユの政治指導者であるンガラ、モイと白人入植者とは、キクユ人中心に土地の再分配が行われることを阻止したいと考える点で利害の一致をみていたのであり、それゆえ、選挙の結果、新党の議員のみでは第1党となれない場合でも、穏健派白人入植者政党と連合して政権を担当しうる可能性が新党にはあったのである。

他方KANUは、その創立時からケニヤッタの釈放なしにはたとえ選挙で第1党となろうとも政権を担当しないと宣言していた。これが新党結成の第2の動機といえる。宗主国英国のケニヤッタに対する当時の方針は、「ケニアの安定のために、できるだけ長期間ケニヤッタを勾留する」というものであり⁽⁷⁾、さらに第1回ランカスター・ハウス会議における「英国政府は、将来全国規模のアフリカ人政党の組織を認める用意もあり、政治的会合の規制を緩和する用意もある。しかし、ケニヤッタの釈放はない」⁽⁸⁾という植民地相の発言から推しても、早期釈放の見込みはほとんど存在しなかったようである。したがって、来る選挙ではKANUは獲得議席数の多少にかかわらず

政権を担当しない可能性が大であり、たとえ選挙ではKANUに負けても、新党が政権を担当できる可能性は多分に存在したのである。

ンガラ、モイを新党結成へと動かした第3の要因は、1961年立法議会議員選挙制度案の内容であったと思われる。制度案作成にあたった作業部会構成員はケニア植民地総督に任命されており、少数利益の代表可能性を重視した第1回ランカスター・ハウス会議での決定⁽⁹⁾に従って、60年6月14日、以下のような制度案を立法議会に提出した。

1961年立法議会議員選挙制度案では、普通選挙によって選出される一般議席は全65議席の半数、33議席にすぎなかった。残る32議席のうち20議席はヨーロッパ人、アジア人、アラブ人に割り当てられ、残りの12議席は立法議会選挙人団によって選出される「全国議員」とされた。また、一般議席の選挙区が基本的に県に対応して作成されたため、議席配分において若干の調整は行われた⁽¹⁰⁾ものの、議員1人当りの人口に格差が生じた。人口密度の低い、乾燥・半乾燥地の選挙区では、セントラル州、ニャンザ州の選挙区と比較して議員1人当りの人口が少なくなる傾向にあったのである⁽¹¹⁾。

もし、新党の主たる支持基盤となる乾燥・半乾燥地の選挙区における「一票の価値」がKANUのそれを大きく上回ることになれば、得票数ではKANUに及ばなくとも議席獲得数でKANUに迫ることも可能である。ルイヤ、カレンジン、マサイ、ソマリとコースト州の各部族組織からなる新党を結成した場合に各選挙区の部族構成から予測される新党の獲得議席数は14にのぼり、一方、KANUが獲得するであろう議席数は17前後に留まる——彼らはこのように予測し得たであろう⁽¹²⁾。そして、一般議席の獲得数でKANUに3議席下回る程度であれば、割当て議席区から選出されるであろう白人入植者政党の議員と連合することによって、新党は議会内で多数派となり得るのである。

ムリロ、ンガラ、モイらがカジアド県で会合し、KADUの結成を決定したのは1960年6月25日であった。6月14日に立法議会に提出された選挙制度案を検討することによって、ムリロらは、前述した5組織が連合して結成する

新党に政権担当の可能性があるかと判断したにちがいない。

独立期ケニアの経済運営における最大の争点が土地分配であったことはすでに述べた。KADU 指導者たちはその多くが乾燥・半乾燥地の出身であり、第1に自らの出身地域の土地がキクユ人、ルオ人主導で再分配されることをおそれていた。これに加え、彼ら自身が、農業適地のものつ経済的価値を重要視し、旧ホワイト・ハイランドに位置する農場の取得を期待していたという⁽¹³⁾。ンガラらがキクユ、ルオ両部族主導のKANU への残留を嫌い、新党を結成するに至った主たる動機は、この土地分配をめぐる自らの発言力が、KANU に残留した場合より増大すると判断したためであったと考えられる。もちろん、KADU の結成は、部族・地域の代表としての利害の一致からもたらされた面もあった。しかし、KADU は優れて政治的指導者レベルでの抗争の手段として結成されたようにみえる。

ここで重要なのは、KANU と KADU の対立は土地分配の果実をめぐるものであって、土地分配の方法をめぐるものではなかったという点である。独立後に激化する KANU 内派閥対立とそれに続く KANU と KPU の政策対立は、分配の果実をめぐるものでなく、有償か無償かという分配の方法をめぐる対立であった。しかし、KADU の方針は、土地の再分配を有償で行うとする点で、KANU の政治指導者の多数派の方針と一致していた。その点ではリースの言うように、「指導者レベルでの KANU と KADU にはほとんど違いがなかった」のである⁽¹⁴⁾。事実、1963年に再度行われた立法議会議員選挙で当選した KADU 議員は、党として KANU に大敗し、KANU 政府の下で独立を迎えることになった直後から KANU への移籍を開始し、64年11月にはついに党を解散、旧 KADU 議員の全員が KANU に入党したのである。

II KANU 内派閥対立と KPU 結成

1963年の独立から64年にかけて、KANU、KADU 2 大政党時代における政

治体制をめぐる議論——連邦制か中央集権制か——が KADU の KANU 合流と連邦制の廃止という形で収束していくのに並行して、今度は議会・政府における KANU 内派閥の存在が顕在化してきた。大統領制に移行したことで政治体制の大枠が固まった段階で今度は経済政策をめぐる従来から存在していた KANU 内の意見対立が表面化したのである。対立する派閥の一方の旗頭は副大統領 O・オディング (Oginga Odinga) であり、他方の代表格は経済計画相 T・ムボヤ (Tom Mboya) であった。ここでは便宜的に前者を「オディング派」、後者を「ムボヤ派」と呼ぶ⁽¹⁵⁾。

この時期の KANU 内派閥はいくつかの要素が絡み合って形成されていたと思われる。そのひとつが、土地分配の方法を含む経済政策の相違である。また、西側諸国との協調に重点をおくべきか、「非同盟国としての外交的バランスをとるために」⁽¹⁶⁾東側諸国により接近するべきかという外交政策をめぐる意見の対立もあった。そして、同時に両派閥は権力抗争の産物でもあり、ガーツェルが指摘しているように、KANU 内のさまざまな対立はしだいにオディング対ムボヤという二つの核に凝集していったようにみえる⁽¹⁷⁾。

さて、1965年から66年にかけての2年間は、KANU 内オディング派が勢力を喪失していった時期であった。まず65年4月、ルムンバ研究所が議会決議により教育省に接収され、続いて閉鎖された⁽¹⁸⁾。ルムンバ研究所は65年初頭にケニヤッタ、オディングの両者が出資・創設した党幹部養成機関であったが、事実上オディング派によって彼らの路線に沿って運営されていた。例えば、研究所の運営理事会8名のうち氏名の確認できる6名の全員がオディング派であった⁽¹⁹⁾。また研究所が党員に組織面・イデオロギー面で訓練を施し、将来の党幹部として養成するための機関であったにもかかわらず、党書記長のムボヤはその創設、運営から排除されていた。さらにこの研究所は、東側諸国からの援助を受けており、招聘したロシア人講師が科学的社会主義 (scientific socialism) を講義していたのである。ゴールズワージーによれば、ケニヤッタは開校したルムンバ研究所において科学的社会主義が講義されていることに驚き、ムボヤとの連携を強めていったという⁽²⁰⁾。一方、オディ

ング派議員 P・ピント (Pio Pinto) が殺害されるなどの政治不安のなかで、この時期、オディンガが東側諸国からひそかに入手した武器を用いての政府転覆を謀っているという噂が流布し、オディンガを名指しにはしないものの、転覆計画の嫌疑が再三にわたって政府、国会で取りざたされた⁽²¹⁾。65年までのケニヤッタは、彼の後継として有力視されていたオディンガ、ムボヤのどちらにも完全には肩入れせず、もっぱら自らの地位を脅かすほどの強大な政治家が育つことを阻止しようとしていたようにみえる⁽²²⁾。しかし、64年末から KANU 内派閥対立が激化してくるに及んで、ケニヤッタはムボヤ側の路線を妥当であると認め、オディンガ派の追い落としに傾きはじめたようである。

1964年以来ムボヤの政府内の地位は経済計画・開発大臣であったが、65年以降のムボヤは、事実上、政府のスポークスマンとしての役割を果たすようになった。これは、ケニヤッタがムボヤ側に傾斜したことによってもたらされた結果であった。65年4月27日に下院に提出された議会白書第10号も、ケニヤッタが指示してムボヤに書かせたものであった⁽²³⁾。白書では、土地の強制収用は極力避けること、やむを得ず収用する場合でも有償とすること、また公私を問わず外国からの投資を歓迎することが謳われた。「アフリカ社会主義」とは、ここでは社会の成員同士の助け合い精神の賛美にとどまり、実際の経済政策においては、私有財産の保護と経済成長を重視し、平等な分配については経済成長から生まれる富を徴税によって再分配することでそれを実践するとされていた⁽²⁴⁾。「……国有化はアフリカ社会主義の発展に貢献しないであろう。……民間企業と政府介入は不可分のものとなるであろう……我々は混合経済を構築することを目標としているのである。……アフリカ人の商工業は、現在の経済構造に損傷を与えることのないような仕方発展するべきである」という64年9月の発言に表れたケニヤッタの経済政策に関する方針は、この白書に継承されている⁽²⁵⁾。議会白書第10号は、オディンガ派の主張する国有化推進を否定し、「アフリカ社会主義」という玉虫色の概念を持ち込むことにより、東西冷戦という2極構造において「社会主義

の伝統を維持し」つつも、経済政策などにおいて事実上は西側ブロックに加入しつづけることがKANUのそしてケニア政府の路線であることを明確にしたのである。

下院に提出されたこの議会白書第10号は、オディング派議員からの反対意見はあったものの、結局採択された⁽²⁶⁾。こうして、オディング派は議会内での政策論争に敗北し、議会外の活動拠点であったルムンバ研究所をも失った。一方オディング個人も、連邦制採用にともなって副大統領という役職こそ与えられていたものの、内務大臣時代に保持していた治安、防衛に関する権限は失われ、1964年には選挙管理に関する権限も剥奪された。このため、残された副大統領としての職務は、来訪者の応待、アフリカナイゼーションと人材育成、議会運営などに限定され、また大統領の死亡・辞職時の大統領職継承も「非自動化」されていた⁽²⁷⁾。オディングの回顧によれば、そもそも政府自体の政策決定機能が弱められており、「政府の会合に行ってみると、どこかよそで——幹部会的に動いている特定の閣僚たちのグループ（自分たちには一度も説明がないがこれに外国人顧問団が加わっている可能性もある）によって——採択された決定事項に出くわし」たという⁽²⁸⁾。

大統領制移行後に本格化したKANU内派閥対立は、こうして1966年までにはムボヤ派の優勢が確定的となった。さらに66年3月12日、13日に開催された独立後第1回のKANU代表者会議（リムル会議）は、KANUの党組織においてもオディング派を劣勢に追い込むことに成功した。リムル会議がムボヤ主導のもとでいかに周到に準備され、遂行されたかをここで詳述する余裕はない。ただ、ここで重要であるのは、潤沢な資金力を背景に党内の多数派工作を進めたムボヤが、KANU党規約にことごとく違反しながらも、数の力によって会議開催と党新規約の採択に成功したことである。

この一連の経緯のなかで、党組織においてもオディング派が相対的に少数であることが機会あるごとに顕在化した。まず3月8日に49名の議員がケニヤッタに対し、突然のリムル会議開催を遅らせるよう迫ったものの、翌9日にはそれをはるかに上回る99名の議員によって開催が要求された。続いて11

日にケニヤッタの提案により KANU 議員会合が開かれたが、やはりリムル会議開催は過半数の議員の賛同を得て採択された。KANU 議員会合で明らかにされたムボヤが起草した KANU 党新規約は、当時のオディングのポストであった党副総裁の 1 人制を廃止し、代わりに全国 7 州とナイロビに党会議で選出される計 8 名の副総裁をおくという条項を含んでいた。即ち新規約は、党内でのオディングの勢力を大幅に減じようという意図が明白に読み取れるものだったのであるが、これもリムル会議において採択されたのであった⁽²⁹⁾。

この新規約に基づいて行われた KANU 党執行部選挙の結果、オディング派が 1 人も選出されなかったことも重要である。オディングはニャンザ州副総裁選に立候補さえしなかった。B・カギア (Bildad Kaggia—オディング派) のセントラル州副総裁への当選はいったん発表されたものの、翌日取消となり、代わってムボヤ派のギチュルの当選が発表された。イースタン州、ナイロビ、コースト州、リフト・バレー州副総裁にもそれぞれムボヤ派が当選した。これにより、オディング派はついに党内人事上でもその勢力を著しく減少させられたのであった。

KPU (Kenya People's Union) の登録が申請されたのはこのリムル会議の直後であった。その 1 カ月後の 1966 年 4 月 14 日、オディングは副大統領を辞任し、KANU を脱党、続いて上下両院合わせて 30 名の議員も KANU を脱党し、KPU に入党した。オディングは 4 月末になって KPU 党首に就任した。こうして 64 年 11 月の KADU の合併以来続いていた事実上の一党制が終焉した。

ガーツェルによれば、KPU への参加は第 1 に、個々の政治家によるオディング支持の表明であり、第 2 に、議会白書第 10 号に代表されるムボヤ派の経済政策への反対を貫くことを意味していた⁽³⁰⁾。KPU が、オディング支持の表明という意味でも経済政策への反対という意味でも、(ムボヤ個人、KANU の運営方法、個々の政策などに対して以上に) ケニヤッタ批判勢力とならざるを得なかったことにここでは注目しておきたい。ガーツェルも指摘しているように、オディングを取り巻く KPU の中核的メンバーは、ケニヤッ

タ個人に対する批判を行うことを避けようとしていた⁽³¹⁾。しかし、KANUを脱党しその政策に反対を唱えることは、結局のところケニヤッタの方針を批判することにほかならなかった。1966年6月のマダカラ・デイ演説にもみられるように、この時期のケニヤッタはKPUを「ケニア・ナショナリズムの裏切り者」であり、「外国に金で買われた彼ら」は「科学的社会主義を實現してケニア人民をその奴隷にしようとするものだ」と口を極めて批判している⁽³²⁾。一方、KPU党首オディングは、67年に出版した自伝において、ケニヤッタ政府の西側寄り外交は新植民地主義を受け入れたことを意味し、経済政策においても土地有償制を採用するなど植民地期の経済構造を温存していると述べて、書名も『独立いまだ来たらず』とし、最終章では数度にわたってケニヤッタ個人に対する批判を行ったのである⁽³³⁾。

このような事態を前にしてケニヤッタ政府は、KPUをその結成直後から弾圧し、ついに独立後第2回の総選挙を目前に控えた1969年10月、「政府転覆を目的とする破壊活動組織である」として非合法化に踏み切った。60年のKANU結成以来、他の野党に対しては和解を呼びかけ、合流に成功してきたケニヤッタが、なぜKPUだけは非合法化せざるをえなかったのであろうか。ここでもやはり注目されるのは、ルオ人の中で本格化したケニヤッタ個人に対する批判の高まりである。69年に最高頂に達したこのケニヤッタ批判は、それまでの中央の政治的指導者間の抗争の結果として醸成されつつあった政治的不満が69年7月のムボヤ（部族的にはルオであった）暗殺を契機に爆発する形で起こった⁽³⁴⁾。批判の担い手が政治的指導者層でなく一般の市民であったことがここでは重要であろう。ムボヤ暗殺が報道されるとナイロビを含む各地でルオ人を中心とする反キクユ暴動が発生した。当初ナイロビで行われる計画であったムボヤの葬儀は、暴動による混乱を避けるためニャンザ州のムボヤの出身地に変更されたものの、葬儀に出席したケニヤッタの車が投石を受けるなど、やはり暴動となった⁽³⁵⁾。10月、再びケニヤッタは遊説のためニャンザ州セントラル・ニャンザ県に赴いたが、このときも演説中に暴動が発生、ケニヤッタの護衛隊が発砲し死傷者80名以上を出す惨事とな

った⁽³⁶⁾。ケニヤッタがKPUの非合法化を発表したのは、そのわずか5日後のことであった。

ムボヤ暗殺以来頻発したこれらの暴動はいずれもルオ人が中心となって引き起こされており、なかでも、住民の9割以上がルオ人というだけでなく植民地期からオディングを政治的代表として中央に送り出してきたセントラル・ニャンザ県では、暴動が多発した。KPU結成後の1966年6月に行われた補欠選挙でKPUの獲得した議席は29議席中9議席のみであったが、オディングの出身県であるこのセントラル・ニャンザで争われた下院5議席および上院1議席はすべてKPUがKANU候補が大差をつけて獲得している。また69年5月に行われたKANU議員の死亡にともなうセントラル・ニャンザ県ゲム選挙区補欠選挙でもKPU候補が当選した。これらの選挙結果にみられるように、オディングとKPUはセントラル・ニャンザ県の住民の圧倒的支持を獲得していたのである。

もちろんこの地域的支持は、同時にルオ人による部族的支持でもあった。ムボヤとオディングが政敵であったにもかかわらず、オディングの支持基盤であるニャンザ州で、ケニヤッタ政府への不満がムボヤ暗殺をきっかけに噴出したのは、ルオの人々が、オディングの政治的敗北とムボヤ暗殺とを部族的文脈で結びつけたからであろう。KPU結成後矢継ぎ早に行われた法改正（これについてはⅢで詳説する）により、KPU党員は議席を失い、また幹部の一部は公共治安維持法のもとで逮捕された。1968年8月の地方政府選挙では、書類に不備があるという理由で全KPU候補の立候補が無効となり、KANU候補全員が無投票で再選された。こうしたKPUへの弾圧は、都市部のルオ人はもとより、ニャンザ州に居住する農村部のルオ人にも選挙運動を通じて知られるところとなっていたであろう。植民地時代からオディングを地域の代表に戴いてきたルオ人が、ケニヤッタ政府によるKPUへの弾圧をルオ人への弾圧と感じていたことは十分あり得る。

Iで述べたように、ケニヤッタはケニアの元首であると同時にキクユ人の政治的指導者でもあった。演説などにおいてケニヤッタは一貫して、ケニア

に居住する多様な部族が国民として一体化することの重要性を説き、一部族の利益を優先するような試みは部族主義であり排除すると主張してきた。しかし、オディンガの排斥と KPU 弾圧を行ったことは、結果としてルオ人を KPU のもとに結集させ、ケニヤッタ批判勢力に育て上げてしまったといえる。KADU も部族組織の連合体ではあったが、すでに述べたようにケニヤッタには忠誠を尽くしており、市民のレベルでもニャンザ州でみられたような凝集力もたなかった。KPU がケニヤッタ個人に対する批判を回避せず、経済・外交政策について論争を展開したこと、そして KPU の支持基盤が部族的に結集しただけでなくケニヤッタ批判勢力に成長したこと、この2点が政府にとっては KPU と KADU の最も重要な相違であり、それが両党への対応を大きく分けた要因であったと思われる。

Ⅲ 大統領への権力集中

ケニヤッタを首班とする KANU 政府の下、ケニアでは1960年代を通じて段階的に大統領への権力集中が行われていった。63年から64年12月にかけては、まず、連邦制の廃止と大統領制の導入が行われた。

1962年2月12日に始まり5月まで続いたランカスター・ハウスでの第2回憲法会議には、61年選挙の後で連立政権を構成していた KADU の代表団に加え、KANU からオディンガらが代表として出席していた。連邦制を採用した憲法草案に対し KANU 代表団は中央集権が必要であると主張していたが、ケニヤッタが KANU 代表団を招集して「望ましくない憲法の受入れを強制されたとしても、一旦政権をとれば憲法を改正することができる」⁽³⁷⁾と説得し、植民地長官モールドィングの仲裁案に合意することが KANU 代表団内での採決の結果、12対8で可決された。オディンガの回顧録によればモールドィング提案の骨子は以下のとおりであった。即ち、二院制とすること、中央政府ではなく憲法によって権限を規定される六つのリージ

ジョンを設立すること、各リージョンはそれぞれ立法、行政、財政および執行権限を有し、土地と警察を管轄すること、すべてのクラウン・ランド (crown lands) とトラスト・ランド (trust lands) は各リージョンが管轄すること、指定地 (旧ホワイト・ハイランド) は特別中央土地委員会 (Special Central Land Board) の管理下におくが、同委員会はリージョンごとに任命された委員と1名の議長とで構成され、中央政府からの参加者は1名に限定すること、憲法改正には上下両院議員のうち75%の賛成を必要とするが、リージョンの権限に関する条項の改正には上下両院議員の90%の賛成を必要とすること、などであった⁽³⁸⁾。以後、若干の修正は加えられたものの⁽³⁹⁾、ケニアでは「中央政府の権限行使に厳しい制限を加える」連邦主義憲法が採用されたのであった⁽⁴⁰⁾。例えば、上院は各県およびナイロビ区から選出され、部族代表の集合という性格を強く有していた。そして下院を通過したすべての法律 (憲法改正を含む) の成立には上院を通過することが必要とされ、それらの法を修正する権限等を有する上院は、KANU 議員が多数を占める下院による法の制定や改正に対してチェック機能を果たすことができた⁽⁴¹⁾。

さて、1963年5月の立法議会議員選挙では KANU が圧勝し、6月1日には暫定自治政府として KANU 内閣が誕生した。この時点でケニアには与党 KANU の他に KADU、「アフリカ人民党」(African People's Party: 以下、APP と略記) の2野党が存在した。しかし、APP は結成してわずか10カ月後の9月13日に解散し、旧 APP 議員は KANU に入党した。また、12月12日の独立時に首相に就任したケニヤッタが KADU 議員の脱党と KANU への入党を積極的に勧誘するなかで KADU 議員の KANU 入党が続き、ついに KADU も64年11月10日、自主的に解散し、全 KADU 議員が KANU に入党した。

こうして独立後に短期間で野党の吸収に成功した KANU 政府は、憲法改正によって徐々に連邦制廃止を進めていった。まず、1964年12月12日の独立1周年にケニアは大統領制に移行し、リージョンに関する条項のうち改正に特別な要件の定められていない条項をほぼ全面的に削除する第1次憲法改正が行われた⁽⁴²⁾。続いて65年にかけて第2次、第3次の憲法改正が行われた。

これら3回の憲法改正の結果、リージョンはまず徴税権、警察権を失い、続いて各リージョンの境界線を決定する権限が議会に委譲された。徴税権を失ったリージョンは、その収入をすべて中央政府からの交付金に依存することとなった。最終的には、憲法改正の手続そのものが緩和され、すべての改正が上下両院の3分の2の賛成で可能となった。また「リージョン」は「州」(Province)に、「Regional Assemblies」は「州会」(Provincial Councils)にそれぞれ改名され、大統領制への移行にともなってそれまでの内務省管轄から大統領府管轄になっていた州行政に組み込まれることとなった⁽⁴³⁾。これら一連の憲法改正により、リージョンは廃止され、ケニアは連邦制から中央集権的大統領制への移行を遂げたのであった。

1966年から69年にかけての4年間では、さらに頻繁に憲法改正が行われた。独立後のケニアでは69年までに計11回の憲法改正が行われたが、そのうち8回までもがこの4年間に行われているのである。しかも、それらの改正はいずれも、大統領権限を拡大し新党KPUの弾圧を容易にするものであった。ケニヤッタ政府と与党KANUはこの時期の政治的基盤固めを、憲法改正を通じて行ったのである。

この政治的基盤固めという視点からみると、連邦制の廃止を主な目的として行われた第3次までの憲法改正が、1966年以降の政府によるKPU弾圧を容易にするという役割をも果たしたことがわかる。まず、連邦制を廃止し地方自治権を大きく制限したことは、ニャンザ州に政治基盤をおき広くルオ人の支持を獲得しているオディンガが、分離主義運動を組織し得る可能性をそぐことになった。また第3次改正は、改正の手続そのものを簡素化(上下両院全議席の65%の賛成で改正が成立)したのである。

さて、1966年以降の憲法改正は、まず、国会議員資格や国会議員選挙に関する規定に対して行われた。66年4月、上下両院の国会議員30名がKANUを脱党してKPUに入党、続いてオディンガがKPU党首に就任したことはすでに述べた。この4月末に行われた第5次憲法改正は、明らかに与党KANUによるKPU議員追放策であった。ムボヤの主導で準備された第5次改正は、

選挙時の所属党を脱党した議員は議席を喪失するとしたのである。この規定により、KANU を脱党した KPU 議員は、その時点で開会中であった国会の会期終了とともに議席を喪失し、議員資格を得るためには新たに国会議員選挙で選出されねばならなくなった。

この第5次憲法改正によりオディング派議員の大部分が議席を失った国会では、KANU ムボヤ派の圧倒的優勢の下、6月に予定された補欠選挙までに大統領権限を大幅に拡大する二つの重要な法改正が行われた。第6次憲法改正とこれを補強した公共治安維持法 (Preservation of Public Security Act) 改正である。これらの改正法は、まず、大統領に非常事態の布告権を与え、それまで7日間であった非常事態の継続可能期間を28日間 (状況によって延長可能) に延長した。国会承認が必要とされる場合 (公共治安維持法第3部に基づく非常事態宣言であるとき) でも国会の単純多数の支持のみで宣言は承認されることとなり、逆に宣言を撤回するには大統領自身による決定かあるいは選挙区選出の全国会議員の過半数の支持が必要とされた。また、これまで8カ月ごとに更新されねばならなかった (非常事態宣言に基づく) 勾留命令は、大統領あるいは議会の決定があるまで効力をもちつづけることとなった。非常事態宣言下で大統領は、特定個人の勾留・拘束または強制移動、資産押収、労働者の徴集または徴兵についての補助立法を行う権限を与えられた⁽⁴⁴⁾。

その後1966年12月に行われた第7次憲法改正では、67年に任期満了となる国会議員について任期が7年に延長された。この延長期間中に行われた68年7月の第10次の憲法改正では国会議員選挙での無所属候補の立候補が禁止となり、69年4月の第11次憲法改正では選挙管理委員の任命権が大統領に付与された。

ケニヤッタ政府はこうして中央集権化と大統領への権力集中を進め、特に1966年4月のKPU結成後は反対派弾圧のための法整備を行っていった。改正された法体系の下で、まずKANUからKPUに移籍した議員が議席を失った。これは、64年までにKANUに移籍した旧KADU議員が議席を保持したのと対照的であった。補欠選挙を経なければ議席を回復できなくなった

KPU は、ニャンザ州では圧倒的支持を得たにもかかわらず、9議席を獲得するにとどまり、国会内での勢力を著しく減じることになった⁽⁴⁵⁾。また、66年8月には KPU 幹部とその家族7名が改正されたばかりの公共治安維持法の下で逮捕された。69年10月のニャンザ州における暴動発生の数日後にもやはり、オディングラ8名の KPU 幹部が反政府暴動扇動を理由に自宅軟禁されている。このようにケニヤッタ政府は、議会における KANU の圧倒的優勢のもとで反対派弾圧のための法改正を行い、KPU を一貫して弾圧した。そしてついに独立後初の総選挙を目前に控えた69年10月、「政府転覆を目的とする破壊活動組織である」として KPU を非合法化したのである。第10次憲法改正で国会議員への無所属立候補の禁止がすでに定められており、唯一の野党であった KPU も非合法化されたため、69年の大統領選挙と国会議員選挙への立候補資格をもつのは KANU 党员のみとなった。ケニヤッタが無投票で再選された11月の大統領選挙と KANU 党员のみで争われた翌12月の国会議員選挙を境に、ケニアは、憲法上の複数政党制の規定を残したまま KANU 一党制へと事実上移行したのであった。

むすびにかえて——ケニアにおける複数政党制——

ケニアにおいては、1980年代に入るまで複数政党制という法制的枠組みそのものは維持され、憲法上の規定に変更は加えられなかった。しかし、その内実は60年代を通じて大きく変容した。65年前期までの独立後数年間は、リースが制度的「ガス抜き栓」と呼んだバック・ベンチ・グループ⁽⁴⁶⁾が国会における急進派として機能していたものの、独立運動期に土地配分（配分方法ではなく、配分先）をめぐる主導権を争った KADU が KANU に合流したのちは、KANU 一党からなる議会と政府のもとで徐々に中央集権と大統領権限の拡大が進められていった。第1次から第3次の憲法改正が行われたのがこの時期であった。

こうした緩やかな一党状態を続けていたケニアの政治状況に明らかな変質が起こったのは、KANU 内派閥対立が激化した1965年以降であった。この派閥対立に際してケニヤッタと KANU 内ムボヤ派は、国有化・土地の無償分配・西側陣営からの自立を主張するオディンガ派から、意見表明の手段そのものを剝奪するという方針を採用したようである。65年のバック・ベンチ・グループ解散はその第1段階であった。続いてムボヤの主導によりリムル会議が開催され、KANU 党内でのオディンガ派は決定的敗北を喫したのである。

オディンガ派路線を許容しないという方針は、KANU を脱党したオディンガ派が KPU 結成という手段で対抗したために、今度は政党対政党という図式の中で実行されることとなった。KADU の場合とは異なり、KPU は結成当初からケニヤッタ批判勢力であった。ケニヤッタ政府にとっては、KPU は、第1に、東西冷戦という状況下で「ケニアの共産化を目指して政府転覆を謀る破壊活動組織」であったし、第2に、かつては KANU の強固な支持基盤のひとつであり人口的にも規模の大きいルオ人を動員した「部族主義的組織」であった。5年ごとに行われる国会議員選挙を控えたケニヤッタ政府は、KPU のもつこれら二つの要素に脅威を感じたにちがいない。また、ケニヤッタへの投石にまで発展したニャンザ州における政治不安の進行と、オディンガ派の「共産主義」的政策の主張のいずれもが、ケニヤッタのカリスマ性をあからさまに否定した点で、KADU・KANU 2大政党期とは性質を異にしていた。それゆえ政府は、さらなる法改正による弾圧装置の整備と適用、大統領権限の大幅な拡大を行ってこの脅威の圧殺に踏み出したのであろう。1969年の KPU 非合法化はその当然の帰結であったといえる。

ただし、与党 KANU のもつ機能そのものも、中央集権化と大統領権限の拡大の過程で徐々に縮小されていったことには注意をむける必要がある。大統領制移行後のケニアでは、個々の村々まで浸透して地方から中央へ意見を吸い上げたり中央の決定を通達、実行に移すといった一般に一党体制における前衛党に期待されるような役割を、KANU の党組織は失っていた。また、中央の政策決定においてもケニヤッタは党幹部会、全国大会ともに活用せず、

ナイロビにおかれた党本部もほとんど機能していなかった⁽⁴⁷⁾。そのなかで KANU が保持しつづけた機能は、ひとつは国会議員選挙における各選挙区の候補者選定であった。KANU が果たしていたもうひとつの機能は、ケニヤッタの主張する「団結」(unity) 路線を党の存在そのものによって体現することであった。植民地期を通じて部族単位で政治組織を結成してきた伝統をもつケニアにおいて、ケニヤッタは一貫してアフリカ人勢力が団結することの重要性を主張しつづけていた。KANU の結成もそうしたケニヤッタの路線に沿うものであったし、事実、党結成後ケニヤッタは野党議員に合流を呼びかけ、KANU に吸収することに成功してきたのである。

しかし、オディンガ派の排斥と KPU 弾圧は、ケニヤッタの言う「団結」にも適用の限界があったことを浮き彫りにした。ケニヤッタ個人への批判や基本的な経済政策の転換、外交路線の変更を求める主張はケニヤッタ政権下では許容されないということが、KPU への弾圧を通じて明確に示されたのである。1960年代を通じてさまざまな政治的装置を整備することにより、ケニヤッタは、事実上の一党制を確立した。実際にこの体制のもとでは KPU 以後いかなる野党も結成されず、KANU 一党制が維持されることとなったのである。

1990年代に入って本格化した民主化要求に対応して複数政党制が回復されると、オディンガは再び政党を結成した。これまで一党制下で潜行していた政府批判勢力が、複数政党化によって息を吹きかえしつつあることは間違いないだろう。しかし、本稿で取り上げた60年代においては複数政党制という枠組みは必ずしも民主化の進展を保障するものではなかった。90年以降の複数政党制の展開も、それゆえ、各反政府勢力の「批判の性質」に大きく左右されるであろうとまず予想されるが、90年代と60年代の比較による詳細な分析は、今後の重要な課題として残すこととしたい。

注(1) 例えばモイは1960年結成の「ケニアアフリカ人民同盟」(KADU) 幹部であり、KANU 入党後の67年には副大統領に就任している。また「ケニア民主

- 主義回復フォーラム初代議長のO・オディング (Oginga Odinga) は、69年に非合法化されたKPU 議長であった。
- (2) KANU 総裁代理のJ・ギチュル (James Gichuru) はキクユの政治的指導者の1人であった。また副総裁O・オディングはルオの代表的政治家であった。書記長T・ムボヤ (Tom Mboya) はその政治基盤を部族に求めず、ナイロビを中心に活動し、都市労働者を基盤としていたが、1962年国勢調査によればナイロビに居住するアフリカ人の7割以上はルオ、キクユ、カンバ、エンブ、メル、の5部族で占められており、その意味では、ムボヤの支持基盤にも部族的偏りが存在していたといえる。
- (3) Odinga, O., *Not Yet Uhuru*, London, Heinemann, 1967, pp. 182~183. および, Bennett, G.; C.G. Rosberg, *The Kenyatta Election: Kenya 1960-1961*, London, Oxford University Press, 1961, pp. 38~39. 「Kenya African National Union」 (KANU) は、「ケニア アフリカ人民族同盟」と日本語訳されることが多いが、筆者は同党結成の経緯からして訳語としてより適切なのは「ケニア アフリカ人全国同盟」であると考え、本稿でもあえて後者を用いることとした。KANU は、1960年の憲法会議で全国規模の政党を組織することが許可されたことを受けて結成された党であり、名称中の「National」は「民族」というより「全国」に近い意味合いを有していたと思われるからである。
- (4) Odinga, 同上書, p. 146. および, Leys, C., *Underdevelopment in Kenya: The Political Economy of Neo-Colonialism 1964-1971*, Berkeley & Los Angeles, University of California Press, 1975, p. 213.
- (5) リフト・バレー州のバリンゴ県, ナンディ県, エルゲヨーマラクウェット県, およびニャンザ州のケリチョ県で組織されていた各党。
- (6) Ochieng', W.R., eds., *A Modern History of Kenya 1895-1980*, Nairobi, Evans Brothers (Kenya) Ltd., 1989, pp. 193~194.
- (7) Odinga, 前掲書, p.182.
- (8) 同上書, p. 179.
- (9) 第1回ランカスター・ハウス会議では、1961年の立法議会議員選挙において少数利益の保護を主眼とし、そのために人口規模でなく行政区分に基づく代表選出が適切であること、1人1票制に基づいた小選挙区制をとるが定員を2名とする選挙区も設けること、ヨーロッパ人、アジア人、アラブ人のみを選出する割当て議席を設けることが決定された。
- (10) ノーザン州は8県で構成されていたが、2議席のみが配分され、選挙区は主にソマリ語系の諸部族の居住する東部と、他の遊牧民が主な居住者である西部とに二分された。また、セントラル州のフォートホール、メル (主な居

住部族はそれぞれキクユ、メル)、ニャンザ州の中央ニャンザ(主な居住部族はルオ)、北ニャンザ(主な居住部族はルイヤ)、サザン州のキツイ、マチャコス(主な居住部族は両区ともカンバ)の6選挙区は、1948年国勢調査から県人口が35万人を超えると判断され、1選挙区につきそれぞれ2議席が配分された。ランカスター・ハウス会議で植民地相によって提案された2名選出選挙区の設定は、選挙区内の少数者の利益を反映させることが目的であったが、作業部会はこの2名選挙区の設定にあたっては、「1票の重み」を勘案した決定を下したといえる。

- (11) Economics and Statistics Division, Ministry of Finance and Economic Planning, *Kenya Population Census, 1962; Tables, Advanced Report of Volumes I & II*, Nairobi, 1964, p. 5, および Bennett; Rosberg, 前掲書, pp. 210~216 (Appendix I).
- (12) 選挙区の部族構成から、ノーザン州東部、モンバサ西部、クワレ、キリフイ、タナ・ラム、カジアド、ナロク、バリング、エルゲヨ・スーク、ナンディ、キプシグス、エルゴンニャンザ、北ニャンザでは新党の候補者の当選を期待できたと思われる。同様に、ナイロビ東部、エンブ、フォートホール、キアンプ、メル、ニエリ、タイタ、キツイ、マチャコス、中央ニャンザ、南ニャンザ、キシイではKANUの候補者の当選が予測できたと思われる。
- (13) Leys, 前掲書, pp. 60, 214.
- (14) 同上書, p. 213.
- (15) ガーツェルは前者を「急進派」、後者を「保守派」と呼んでおり、ゴールズワージーもそれに倣っている。Gertzel, Cherry, *The Politics of Independent Kenya 1963-68*, Nairobi, East African Publishing House, 1970, pp. 53-54, および Goldsworthy, D., *Tom Mboya: The Man Kenya Wanted to Forget*, Nairobi, Heinemann Educational Books Ltd., 1982, p. 232.
- (16) Goldsworthy, 同上書, p. 236, および, Gertzel, 同上書, p. 52; Odinga, 前掲書, pp. 284~286.
- (17) Gertzel, 同上書, p. 56.
- (18) Bennett, George, "Kenya 's' little general election," *World Today*, Vol. 22, No. 8, August 1966, p. 339, および Gertzel, 同上書, p. 64.
- (19) Odinga, 前掲書, pp. 270~271. 8名からなる運営理事会の会長はカギア, 他のボードメンバーには, Oneko, Pinto, Kubai, Murunbi, Ngei が含まれていた。残り2名の氏名は不明。
- (20) Goldsworthy, 前掲書, p. 234. またオディンガは, *Not Yet Uhuru* の中で, 独立後, ケニヤッタとの確執がしだいに強まり, 両者が相互不信を深化させて

いった経過を回顧している。(Odinga, 同上書, pp. 275~283)

- (21) Bennett, 前掲論文, pp. 338~339, および, Odinga, 同上書, pp. 292~294.
- (22) Goldsworthy, 前掲書, 第14-18章には, 1961年に釈放されてからのケニヤッタがオディング, ムボヤの両者との距離をそれぞれ微妙に変化させ, 潜在的な政敵の勢力伸長を抑制しようとしていた様子が描かれている。
- (23) 同上書, pp. 234~235.
- (24) Gertzel, Cherry; M. Goldschmidt; D. Rothchild, eds., *Government and Politics in Kenya: A Nation Building Text*, Nairobi, East African Publishing House, 1969, pp. 138~139.
- (25) Kenyatta, Jomo, *Suffering without Bitterness: The Founding of the Kenya Nation*, Nairobi, East African Publishing House, 1968, pp. 235~239.
- (26) 議会白書第10号の採択については, Goldsworthy, 前掲書, pp. 234~235 に詳述されている。
- (27) 資料の制約により, 継承にかかわる条項の内容が確認できなかったため, Gertzel, 前掲書, Appendix を参照した。
- (28) Odinga, 前掲書, p. 276.
- (29) リムル会議については, Goldsworthy, 前掲書, pp. 242-243 に詳述されている。また, 『イースト・アフリカン・スタンダード』紙(1966年3月14日付)の記事「リムル会議:新党結成への道開く」も参考になる。(Gertzel; Goldschmidt; Rothchild, eds., 前掲書, pp. 142~143).
- (30) Gertzel, 前掲書, p. 74.
- (31) 同上書, pp. 75~76.
- (32) Kenyatta, 前掲書, p. 313.
- (33) Odinga, 前掲書, pp. 294, 310.
- (34) ムボヤ暗殺は, オディングの政治的敗北後に本格化したケニヤッタ後継をめぐる第2次KANU内派閥抗争のさなかに起こったケニア史上重要な事件であるが, 本稿の主題の範囲を越えるためここでは詳述しない。
- (35) Goldsworthy, 前掲書, pp. 279~285.
- (36) *East African Standard*, 27 October, 1969.
- (37) Odinga, 前掲書, p. 229.
- (38) 同上書, p. 230.
- (39) オディングの回想によれば, 1963年9月から独立準備のための憲法会議がランカスター・ハウスで開催された席上で, 再び連邦主義憲法をめぐってKANUと英国側で対立が生じたという。植民地長官D・サンデイス(Duncan Sandys)は「KANU寄りに憲法修正を行えば, KADUを支持する各部族は分

- 離主義的暴力行為に訴える可能性がある。英国議会は政府を非難するであろうし、独立法 (Independence Bill) の通過を拒否するであろう」と述べたとい、KANU 代表団は部分的な修正を認めさせるとどまったという (同上書, p. 238)。
- (40) Okoth-Ogendo, H.W.O., "The Politics of Constitutional Change in Kenya since Independence, 1963-69," *African Affairs*, Vol. 71, No. 282, January 1972, p. 14.
- (41) 下院を通過した法案の上院による修正要請とその後の手続についての詳細は, Gertzel, 前掲書, pp. 128~129 を参照。
- (42) Okoth-Ogendo, 前掲論文, pp. 19~20.
- (43) 同上論文, pp. 20~21. および Gertzel, 前掲書, pp. 35~36, Appendix.
- (44) Okoth-Ogendo, 同上論文, p. 27.
- (45) KPU は, 獲得議席数では KANU に大敗したが, 総得票数では KANU を上回っていた。下院への立候補者の総得票数では, KPU の約7万3000票 (獲得議席数7) に対し, KANU は約3万6000票 (獲得議席数12) であった。上院への立候補者の総得票数でも, KPU は約7万9000票 (獲得議席数2) を獲得し, KANU の約6万2000票 (獲得議席数8) を上回っていた。同上論文, p. 26, 脚注55, および Bennett, 前掲論文, pp. 342~343.
- (46) Leys, 前掲書, p. 244. バック・ベンチ・グループについては Gertzel, 前掲書を参照。
- (47) 幹部会, 全国大会については, Odinga, 前掲書, pp. 271~272, Gertzel, 同上書, p. 58, Bennett, 前掲論文, p. 339. また, ケニヤッタによる政策決定については, Goldsworthy, 前掲書, pp. 268~269, および Leys, 同上書, pp. 246~250, に詳述されている。